

改 正 案			現 行		
（空中線電力の許容偏差） 第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に 従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。			（空中線電力の許容偏差） 第十四条 （同上）		
送信設備	許容偏差		送信設備	許容偏差	
	上 限 (パー セン ト)	下 限 (パー セン ト)		上 限 (パー セン ト)	下 限 (パー セン ト)
一〜五 (略)	(略)	(略)	一〜五 (略)	(略)	(略)
六 次に掲げる送信設備			六 次に掲げる送信設備		
(一) (略)			(一) (略)		
(二) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線 局の送信設備(第四十九条の六から第四十九条の七 の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の 三、 <u>第四十九条の十六(四七〇MHzを超え七一四MHz 以下の周波数の電波を使用するものに限る。)</u> 、 <u>第 四十九条の十六の二(四七〇MHzを超え七一四MHz以 下の周波数の電波を使用するものに限る。)</u> 及び第 五十四条第四号において無線設備の条件が定められ ている無線局並びに一、二二五MHzを超え二、六九〇 MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通 信路の陸上移動業務の無線局の送信設備並びにこの 表の二の項、四の項、七の項、八の項、九の項及び 十六の項から十八の項までに掲げるものを除く。)	五〇	五〇	(二) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線 局の送信設備(第四十九条の六から第四十九条の七 の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の 三及び第五十四条第四号において無線設備の条件が 定められている無線局並びに一、二二五MHzを超え 二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用 する単一通信路の陸上移動業務の無線局の送信設備 並びにこの表の二の項、四の項、七の項、八の項、 九の項及び十六の項から十八の項までに掲げるもの を除く。)	五〇	五〇
七〜十九 (略)	(略)	(略)	七〜十九 (略)	(略)	(略)

第四節の十三 特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備

(特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備)

第四十九条の十六 特定ラジオマイク(四七〇MHzを超え七一四MHz以下又は、~~一四〇MHzを超え一、一六〇MHz~~以下の周波数の電波を使用するラジオマイク(次条に規定するデジタル特定ラジオマイクを除く。)をいう。以下同じ。)の陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一〜三 (略)

四 変調周波数は、~~一一〇、〇〇〇ヘルツ以内~~であること。ただし、ステレオ伝送方式のものにあつては、~~五三、〇〇〇ヘルツ以内~~であること。なお、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

五 (略)

六 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、次の値であること。

イ ~~占有周波数帯幅が一〇kHz以内のものにあつては、一、〇〇〇ヘルツの周波数で(±)五kHzの周波数偏移の変調をするために必要な入力電圧より三六デシベル高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から二五〇kHz離れた周波数の(±)五五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値であること。~~

~~ロ 占有周波数帯幅が一〇kHzを超え一六〇kHz以内のものにあつては、一、〇〇〇ヘルツの周波数で(±)七・五kHzの周波数偏移の変調をするために必要な入力電圧より三六デシベル高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から五〇〇kHz離れた周波数の(±)八〇kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値であること。~~

~~ハ 占有周波数帯幅が一六〇kHzを超え三三〇kHz以内のものにあつては、一、〇〇〇ヘルツの周波数で(±)二・四kHzの周波数偏移の変調をするために必要な入力電圧より三六デシベル高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から五〇〇kHz離れた周波数の(±)一六五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値であること。~~

ニ ステレオ伝送方式のものにあつては、一、〇〇〇ヘルツの周波数で

第四節の十三 特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備

(特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備)

第四十九条の十六 特定ラジオマイク(~~七七九MHzを超え七八八MHz~~以下及び~~七九七MHzを超え八〇六MHz~~以下の周波数の電波を使用するラジオマイク(次条に規定するデジタル特定ラジオマイクを除く。)をいう。以下同じ。)の陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一〜三 (略)

四 変調周波数は、~~一五、〇〇〇ヘルツ以内~~であること。ただし、ステレオ伝送方式のものにあつては、~~五三、〇〇〇ヘルツ以内~~であること。なお、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

五 (略)

六 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、次の値であること。

イ ~~周波数偏移が(±)四〇kHz以内のものにあつては、一、〇〇〇ヘルツの周波数で(±)五kHzの周波数偏移の変調をするために必要な入力電圧より三六デシベル高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から二五〇kHz離れた周波数の(±)五五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値であること。~~

~~ロ 周波数偏移が(±)四〇kHzを超え(±)一五〇kHz以内のものにあつては、一、〇〇〇ヘルツの周波数で(±)二・四kHzの周波数偏移の変調をするために必要な入力電圧より三六デシベル高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から五〇〇kHz離れた周波数の(±)一六五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値であること。~~

ハ (同上)

(±)二八・五kHzの周波数偏移の変調をするために必要な入力電圧より二五デシベル高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から五〇〇kHz離れた周波数の(±)一二五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送電力より六〇デシベル以上低い値であること。

七 (略)

八 送信空中線は、その絶対利得が二・一四デシベル以下であること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

九 (略)

第四節の十三の二 デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備
(デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備)

第四十九条の十六の二 デジタル特定ラジオマイク(四七〇MHzを超え七一四MHz以下又は一・一四〇MHzを超え一・一六〇MHz以下の周波数の電波を使用するラジオマイクであつて、デジタル方式のものをいう。以下同じ。)の陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一〜六 (略)

別表第二号(第6条関係)

第1〜第16 (略)

第17から第22まで 削除

第23 特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

- 1 周波数偏移が(±)40kHz以内のもの 110kHz
- 2 周波数偏移が(±)40kHzを超え(±)60kHz以内のもの 160kHz
- 3 周波数偏移が(±)60kHzを超え(±)150kHz以内のもの 330kHz
- 4 ステレオ伝送方式のもの 250kHz

第24 デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、288kHz以下の値とし、電波の型式に冠して表示する。

七 (略)

八 送信空中線は、その絶対利得が二・一四デシベル以下であること。

九 (略)

第四節の十三の二 デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備
(デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備)

第四十九条の十六の二 デジタル特定ラジオマイク(七七〇MHzを超え八〇六MHz以下の周波数の電波を使用するラジオマイクであつて、デジタル方式のものをいう。以下同じ。)の陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一〜六 (略)

別表第二号(第6条関係)

第1〜第16 (略)

第17から第23まで 削除

第24 特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

第25 第58条ただし書の規定により総務大臣が別に告示する無線局の無線設備(第3から第16までに規定するものを除く。)の占有周波数帯幅の許容値は、別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

第26～62 (略)

別表第三号(第7条関係)

1～21 (略)

22 特定ラジオマイクの陸上移動局(1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局(1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)、コードレス電話の無線局、1,215MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHzを超え1,260MHz以下(312MHzを超え315.25MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下及び915.9MHz以上929.7MHz以下を除く。)、10.5GHzを超え10.55GHz以下又は24.05GHzを超え24.25GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局及び道路交通情報通信を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び18に規定する値にかかわらず、その平均電力が $2.5\mu\text{W}$ 以下である値とする。ただし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するもの並びに特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局のうち総務大臣が別に告示するものスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

23～54 (略)

1 周波数偏移が(±)40kHz以内のもの 110kHz

2 周波数偏移が(±)40kHzを超え(±)150kHz以内のもの 330kHz

3 ステレオ伝送方式のもの 250kHz

第24の2 デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、288kHz以下の値とし、電波の型式に冠して表示する。

第25 第58条ただし書の規定により総務大臣が別に告示する無線局の無線設備(第3から第19まで並びに第21及び第22に規定するものを除く。)の占有周波数帯幅の許容値は、別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

第26～62 (略)

別表第三号(第7条関係)

1～21 (略)

22 特定ラジオマイクの陸上移動局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、1,215MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHzを超え1,260MHz以下(312MHzを超え315.25MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下及び915.9MHz以上929.7MHz以下を除く。)、10.5GHzを超え10.55GHz以下又は24.05GHzを超え24.25GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局及び道路交通情報通信を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び18に規定する値にかかわらず、その平均電力が $2.5\mu\text{W}$ 以下である値とする。ただし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するものスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

23～54 (略)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十四年七月二十五日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許を受けている、この省令による改正前の設備規則（以下「旧規則」という。）の条件に適合する特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までは、なお従前の例によることことができる。

3 総務大臣は、旧規則の条件に適合する特定ラジオマイクの陸上移動局又はデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局については、平成二十六年三月三十一日までに当該陸上移動局の新規開設に係る申請があつた場合に限り、新規則の規定にかかわらず、従前の例により免許をすることができる。この場合において、当該免許を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。

4 総務大臣は、旧規則の条件に適合する特定ラジオマイクの陸上移動局又はデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局については、この省令の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、従前の例により法第十七条に規定する無線設備の変更の工事の許可をすることができる。この場合において、当該許可を受けた無線局の無線設備の条件については、第二項の規定を準用する。

5 この省令の施行の際現に受けている特定ラジオマイクの陸上移動局又はデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、平成三十一年三月三十一日までは、なお効力を有する。

6 旧規則の条件に適合する特定ラジオマイクの陸上移動局又はデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備については、平成二十六年三月三十一日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力は前項の規定を準用する。